

北海道漁港管理条例第13条第1項第1号に規定する者に係る甲種漁港  
施設の使用許可申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(趣旨)

第1条 漁港使用許可審査の透明性及び公平性を保つことを目的とする。

(審査基準・標準処理期間)

第2条 審査基準・標準処理期間等は以下のとおりとする。

根拠法令及び 条項	北海道漁港管理条例第13条第1項 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例第2条第1項第7号
標準処理期間	15日(休日は含まない)
処分権者	斜里町長
担当部署	産業部水産林務課
審査基準	<p>第1 漁船以外の船舟(観光船を除く)の場合</p> <p>ア 漁港施設使用許可申請に係る審査基準</p> <p>漁港施設の利用秩序の維持や公共性から、原則として次の各項に一つでも該当する場合は、漁港施設の使用許可をしないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①漁港に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</li><li>②船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に基づく、船舶の航行する区域及び船舟の大きさの区分ごとに必要な海技免状を有していない者。</li><li>③船舶検査証書に記載されている航行区域以外の漁港を使用しようとする者。</li><li>④本許可が同一の者へ不当に集中する恐れがあること。</li><li>⑤申請者以外の者が、当該使用許可船舟を事実上支配する恐れがあること。</li><li>⑥船置きの利用申請者のうち、当該用地に関して北海道漁港管理条例施行規則(昭和32年5月9日規則第64号)、第7条に基づく利用届を提出している漁業協同組合が使用承諾していない者。</li><li>⑦斜里漁港及び知布泊漁港の船置きの利用申請者のうち、申請者が下架を行えない場合に、斜里町に根拠を置く遊漁船団体代表者が当該船舟を適切に処分することを確約していない者。</li></ol> <p>イ 優先順位についての審査基準</p> <p>許可隻数を上回る申請があった場合は、次に示す事項に該当する項目が多い申請者を優先し、同順位の場合は、使用を希望する漁港を根拠とする遊漁船業者の3名以上で構成される遊漁船団体に所属している者を優先する。それでもなお上回る場合は、抽選によるものとする。</p> <p>なお、受け入れ隻数が船舟登録長別に定められている施設にあっては、該当する優先項目の数に関わらず、現に使用許可を受有している船舟の登録長区分の下限に含まれる船舟で申請する者、または前年度に3箇月以上連続して使用許可を受有していた船舟の登録長区分の下限に含まれる船舟で申請する者を優先する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①斜里町に引き続き3箇月以上住所を有している者。</li><li>②使用を希望する船舟について損害賠償保険に加入している者。</li><li>③遊漁船業者のうち、以下の(ア)から(ウ)までのいずれかの条件を満たす者。ただし当該許可を受けていた船舟又はその代船に係る申請に限る。<ol style="list-style-type: none"><li>(ア)申請した時点で使用を希望する施設の使用許可を受有している者。</li><li>(イ)使用を希望する施設で前年度に連続して3箇月以上の使用許可を受有していた者。</li></ol></li></ol>

(ウ)網走海区漁業調整委員会の指示に基づく秋さけ船釣りライセンス制において、前年度に引き続き遊漁船の区分でライセンスの承認を受け、かつ使用を希望する施設で前年度に連続して20日以上の使用許可を受有していた者。

- ④申請した時点で使用を希望する施設の使用許可を受有している者、又は前年度に使用を希望する施設で連続して3箇月以上の使用許可を受有していた者。ただし当該許可を受けていた船舟又はその代船に係る申請に限る。

注)申請した時点で使用を希望する施設の使用許可を受有している者には、連名で申請した者のうち一名以上が使用許可を受有している場合、又は申請者が連名で使用許可を受有しているうちの一名のみで、かつ当該許可を受けている船舟に係る申請である場合を含む。前年度に使用を希望する施設で連続して3箇月以上の使用許可を受有していた者には、連名で申請した者のうち一名以上が使用許可を受有していた場合、又は申請者が連名で使用許可を受有していたうちの一名のみで、かつ当該許可を受けていた船舟に係る申請である場合を含む。

## 第2 観光船の場合

### ア 観光船の漁港施設使用許可申請に係る審査基準

漁港施設の利用秩序の維持や公共性から、原則として次の各項に一つでも該当する場合は、観光船としての漁港施設の使用許可をしないものとする。

- ①漁港に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- ②船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に基づく、船舶の航行する区域及び船舟の大きさの区分ごとに必要な海技免状を有していない者。
- ③舶検査証書に記載されている航行区域以外の漁港を使用しようとする者。
- ④本許可が同一の者へ不当に集中する恐れがあること。
- ⑤申請者以外の者が、当該使用許可船舟を事実上支配する恐れがあること。
- ⑥申請者がウトロ漁港における観光船事業の許可を受けていない、又は届出がなされていない場合。(処分官庁による許可処分又は届出の受理が見込まれない場合を含む)
- ⑦当該申請に係る船舟の全長(全長とは、船舟の付属物を含み最前端から最後端までとする)が、申請者が前年度に漁港施設使用許可を受けていた船舟又は、その代船(以下「前年度許可船」という)の全長を超えるとき。ただし、前年度において、当初に複数の船舟の許可を受けている者が、申請隻数を前年度許可船の隻数より削減し、船舟を入れ替えた場合を除く。この場合、当該申請に係る船舟の全長の合計が前年度許可船の全長の合計を超えないものとするとともに、船舟の全長の増加に伴い削減した船舟については、第2のイの③に掲げる「前年度許可船」及び第2のイの④から⑥に掲げる「前年度に連続して3箇月以上の使用許可を受けていた場合」として認めない。
- ⑧ウトロ漁港における観光船事業の営業期間中の代船申請において、現許可船(当該年度当初に漁港施設使用許可を受けていた船舟をいう。)の全長を超えるとき。ただし、複数の船舟の許可を受けている者が、現許可船隻数の削減と同時に代船申請をする場合を除く。この場合、当該申請に係る船舟の全長の合計が前年度許可船の全長の合計を超えないものとするとともに、船舟の全長の増加に伴い削減した船舟については、第2のイの③に掲げる「前年度許可船」及び第2のイの④から⑥に掲げる「前年度に連続して3箇月以上の使用許可を受けていた場合」として認めない。

い。

⑨ウトロ漁港における観光船事業の営業期間中において他の者が同一船舶をもって同事業を引き継ぐ場合の漁港施設使用許可申請において、現許可船(当該年度当初に漁港施設使用許可を受けていた船舟をいう。)の全長を超えるとき。

⑩申請者が前年度において、ウトロ漁港における観光船事業の許可を受けていない、又は届出をしていなかった場合であって、前年度許可船以外の船舟で使用許可申請をした場合に、当該申請に係る船舟の全長が、別に定める係留可能総延長から第2のイの④から⑥に掲げる申請の船舶の全長の合計を差し引いた延長を超えるとき。

⑪代船申請において、被代船と同一航路でないとき。

⑫前年度許可を受けていない場合又は代船申請において、ウトロ漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合及び観光船事業者によって組織される団体全てか、観光船事業者全員から同意が得られていないとき。

#### イ 優先順位についての審査基準

観光船が使用できる施設において係留可能隻数を上回る漁港施設使用許可申請があった場合は、次に示す事項に該当する項目が多い申請者を優先し、それでもなお上回る場合は、抽選によるものとする。

①申請者が斜里町に引き続き3箇月以上住所を有している場合。

②使用を希望する船舟について損害賠償保険に加入している者。

③申請者が前年度において、ウトロ漁港における観光船事業の許可を受け、又は届出を行っていた場合であって、前年度許可船と同一の船舶隻数又はそれを下回る隻数により申請した場合。

④申請者が使用を希望する施設で、前年度に連続して3箇月以上の使用許可を受けていた場合であって、前年度許可船と同一の船舟又はそれを下回る全長の船舟である場合。

⑤申請にあたり使用する船舟が、使用を希望する施設で前年度に連続して3箇月以上の使用許可を受けていた場合であって、前年度において営業の許可を受けていたウトロ漁港における観光船事業を申請者が引き継ぐ場合。

⑥申請にあたり使用する船舟が、使用を希望する施設で前年度に連続して3箇月以上の使用許可を受けていた場合であって、前年度においてウトロ漁港における観光船事業の届出がなされていた船舟である場合。

注)観光船とは、漁船以外の船舟のうち海上運送法に基づき、ウトロ漁港を起終点とした国内旅客船事業の許可を有する船舟又は届出済みの船舟をいう。道路護岸を使用できる観光船の1隻の全長は20m未満、船幅は5.5m未満とする。